○法務省告示第三百二十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）及びこれらに基づく命令に基づき、在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示（平成二十三年法務省告示第五百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

別表第二のe4e3の項の次に次のように加える。

e4e4	華	
e4e5	瑤	

別表第四の二のe4e3の項の次に次のように加える。

e4e4	8550	8403
e4e5	7457	74a6

○厚生労働省告示第二百九十七号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十九条第一項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金がその業務の一部を委託することができる法人として、平成二十六年七月三日付けで次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

名　称　主たる事務所の所在地

株式会社シーエーシー　東京都中央区日本橋箱崎町二十四番一号

○厚生労働省告示第二百九十八号

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第六十七条第一項の規定に基づき、事業主等がその業務の一部を委託することができる法人として、平成二十六年七月三日付けで次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

名　称　主たる事務所の所在地

株式会社シーエーシー　東京都中央区日本橋箱崎町二十四番一号

○厚生労働省告示第二百九十九号

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）別表第一号の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号に基づき厚生労働大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物（平成十六年厚生労働省告示第二十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第一（一）Ｅｓｃｈｅｒｉｃｈｉａ　ｃｏｌｉ　Ｂ株及びその由来株の項中「pET－3a（pBR322由来）」を「pET－3a（pBR322由来）pET－21a(+)」に、「pET－28a(+)」を「pET－28a(+)pGEX－5X－1」に改め、同表Ｅｓｃｈｅｒｉｃｈｉａ　ｃｏｌｉ　Ｋ１２株及びその由来株の項中「pGEMEX－1」を「pGEMEX－1　pGEX－5X－1」に、「pLSA1－BanIII／BamHI」を「pLSA1－BanIII／BamHI　pMAL－c2X　pMW218」に、「pTK31（pTrS31由来）」を「pTK31　pTK32（pTrS31由来）」に、「pTrS31（pBR322由来）」を「pTrS31　（pBR322由来）　pTrS32　（pTrS31由来）」に改める。

別表第一（二）Ｃｏｒｙｎｅｂａｃｔｅｒｉｕｍ　ａｍｍｏｎｉａｇｅｎｅｓ　ＤＮ５１０株、ＰＧＸ２株、ＸＵＸ１０６株の項の次に次のように加える。

Corynebacterium glutamicum KY10995株	pRI109

別表第二（一）アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼの項の次に次のように加える。

N－アセチルグルコサミン　2－エピメラーゼ	*Synechocystis* sp. PCC6803
N－アセチルノイラミン酸シンターゼ	*Escherichia coli*

別表第二（一）ＲＮＡポリメラーゼの項の次に次のように加える。

1，5－アンヒドログルシトール脱水素酵素	*Ochrobactrum grignonense*
イノシン５’－一リン酸デヒドロゲナーゼ	*Bacillus subtilis*

別表第二（一）ウリカーゼの項の次に次のように加える。

エプスタイン・バーウイルス核抗原－１（EBNA－１）蛋白質の一部	エプスタイン・バーウイルス
エプスタイン・バーウイルスキャプシド抗原（VCA－p18）蛋白質の一部	エプスタイン・バーウイルス
エプスタイン・バーウイルス早期抗原（EA－p54）蛋白質の一部	エプスタイン・バーウイルス

別表第二（一）Ｃ型肝炎ウイルスの項の次に次のように加える。

Ｃ型肝炎ウイルスＮＳ３蛋白質の一部	ヒトＣ型肝炎ウイルス
Ｃ型肝炎ウイルスＮＳ５Ａ蛋白質の一部	ヒトＣ型肝炎ウイルス

別表第二（一）甲状腺ペルオキシダーゼの項の次に次のように加える。

甲状腺ペルオキシダーゼの一部	ヒト

別表第二（一）サルコシンオキシダーゼの項の次に次のように加える。

ジアホラーゼ	*Bacillus megaterium*

別表第二（一）乳酸オキシダーゼの項の次に次のように加える。

ヌクレオシドキナーゼ	*Burkholderia thailandensis*
ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型外被タンパク質gp21の一部	ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型